

事務事業評価の評価結果について（平成29年度の事業に対する評価）

都市計画部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見
都市政策課	都市計画関係事業	都市計画法などに基づく事務等の適切な執行により、本市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与します。	都市計画関係事務等の適切な遂行	関連法に基づく事務が主となるため、数値目標を設定することは困難であるので、定性的な指標設定としました。			次期津市都市マスタープランを策定します。事務等の効率化を念頭に置いて適切に業務を遂行します。	平成30年度から運用する津市都市マスタープラン及び津市立地適正化計画を策定・公表しました。紙ベース資料のデータ化により、窓口・電話対応の迅速化を進めるとともに、都市計画情報システムのホームページ掲載のPRを行い、窓口事務の効率化を図りました。（アクセス件数27,001件、7,536件増）	4	都市計画法等の関連法に基づく事務を適切に実施することができました。平成30年度から運用する津市都市マスタープラン（案）及び津市立地適正化計画（案）を作成し、都市計画審議会に諮り、平成30年3月31日に策定・公表することができました。	拡充・充実	平成30年3月31日に策定・公表した津市都市マスタープラン及び津市立地適正化計画に基づき、多極ネットワーク型コンパクトシティの構築を目指し、都市計画の変更など、都市づくりの推進に向けた取組を行っていきます。また、今後においても都市計画法等の関連法に基づく事務を適切に実施してまいります。
都市政策課	景観形成関係事業	市域における良好な景観の形成を図ることで、市民が住みやすく、市民や来訪者にとって魅力的なまちづくりを推進します。	違反屋外広告物の把握、指導 景観法に基づく届出の適切な審査	良好な景観の形成を進める上で、影響の大きい屋外広告物について、違反物件や新規物件に対する適正な指導が必要であることから、指標として設定しました。また、景観法に基づく届出は、大規模な建築物等が対象となり、その処理過程において、周辺の景観との調和を図るための協議や指導が必要であることから、指標として設定しました。			計画的なパトロール等を、定期的実施することにより、年間を通じての違反屋外広告物の把握、指導に努め、良好な景観を目指します。景観法に基づく届出については、事務等の効率化を念頭に置いた適切な業務遂行を目指します。	強化期間と強化路線を設定して、計画的にパトロールを行いました。また、屋外広告物適正化旬間には、三重県屋外広告美術協同組合や三重県、警察とともに商店街の合同パトロールを行った結果、一部違反の是正につなげることができました。津市景観計画に基づく津市独自の基準のもと、良好な景観形成のために建築物等の誘導を行いました。平成28年4月から重点地区に指定した一身田寺内町地区を対象に「まちなみ修景整備事業補助金」制度を運用し、補助を行うことで、本市の特徴的な景観の保全・創出に寄与しました。	4	三重県屋外広告物条例に基づき屋外広告物設置の許可や指導等を行ったことで、適正な掲示を誘導することができました。景観行政団体として、景観法に基づく届出の審査を行い、建築物等の景観に対する配慮を求めることが出来ました。平成28年4月から市内初の重点地区に指定した一身田寺内町地区を対象に「まちなみ修景整備事業補助金」制度を運用し、補助を行うことで、本市の特徴的な景観の保全・創出に寄与することができました。さらに、芸濃町楠原地区、美杉町多気地区、奥津地区及び多気地区において、独自の景観形成基準の策定を目指して協議を進めたことで、地元住民の景観保全や重点地区の指定に向けた機運を醸成することができました。その中で芸濃町楠原地区については、地元住民による自主協定ルールを作成することで合意がなされたことにより、平成30年4月からの運用開始に向け、前進することができました。	拡充・充実	平成25年度に策定した津市景観計画を運用し、市内の景観特性に応じた景観形成を推進するとともに、景観啓発活動にも取り組み、市民の景観に対する意識の向上を目指します。また、地元住民との協議を引き続き行うとともに、これまでの協議の中で醸成してきた景観保全に向けた機運を踏まえ、次のステップへと取組を進めていきます。市域における良好な景観の形成を図るため、三重県屋外広告物条例に基づく広告物の指導強化を計画的に進めます。

都市計画部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）						事業の評価		所管課長等による評価			
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見		
都市政策課	都市整備関係事業	<p>総合計画の位置付けに基づき、中心市街地や公共交通の結節点などにおける都市機能の充実、強化により、拠点形成を図ります。</p> <p>また、交流拠点である津なぎさまちから大門・丸之内地区を経て、新産業交流拠点の形成を目指す津インターチェンジ周辺にかけては、中長期的な展望のもとに、県都としての求心力を高めていくことができる都市機能形成を目指します。</p>	新都心軸に関する要望活動及び調査研究	事業の目的を実現するためには国や県に対する要望活動及び調査研究が重要であるため、定性的な指標設定としました。			<p>津インターチェンジ周辺の土地利用については、地域の実情に応じた土地利用が可能となるように法令改正及び規制緩和を国や県に対して要望します。</p> <p>津なぎさまちにおいては、海上アクセス拠点・みなとオアシスとしてふさわしいにぎわいと交流を創出するみなとまちづくりに係る調査・研究等の取組を行います。</p>	<p>津インターチェンジ周辺の土地利用に関して地域の実情に合わせた柔軟な対応が可能となるように抜本的な規制緩和及び法令改正について、平成30年度の県政要望や東海市長会への要望を行いました。</p> <p>また、津なぎさまちにおいては、中部みなとオアシス連絡協議会が実施する活動への参加やみなとに係る調査研究事業を通じ、みなとまちづくりに係る調査・研究等に取り組みました。</p>	3	<p>津インターチェンジ周辺地区においては、新産業交流拠点として地域の実情に応じた土地利用の実現に向けて、国や県に対して法令改正及び規制緩和の要望を行いました。</p> <p>また、津なぎさまちにおいては、海上アクセス拠点はもとより、「みなとオアシス」にふさわしいにぎわいと潤いのある「みなと」の整備に向けた調査・研究等の取り組みを行いました。</p>	拡充・充実	<p>新都心軸整備関係事業につきましては、農地の確保・保全や市街地の抑制に向けた法律の改正を踏まえ、また、国・県の東日本大震災を踏まえた沿岸部の土地利用に対する整備の考え方や関連法律の改正、農村産業法や地域未来投資促進法の今後の動きを注視しながら、各拠点の土地利用に係る施策の方向性を新たな津市都市マスタープランに記載しました。</p>		
都市政策課	空家等対策関係事業	<p>市内における空き家の状況を把握し、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき策定した津市空家等対策計画により空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与します。</p>	津市空き家情報バンクの市内全域への拡大	空家等対策の実施の検討を行う業務であることから、数値目標を設定することは困難であるため、定性的な指標設定としました。			<p>市内の空き家等の利活用を促進するため、津市空き家情報バンクを市内全域へ拡大します。</p>	<p>平成29年7月から津市空き家情報バンクの対象地域を市内全域に拡大し、空き店舗を対象物件に加えることができました。</p>	4	<p>市内の空き家等の利活用を促進するため、平成29年7月から津市空き家情報バンクの対象地域を市内全域に拡大し、空き店舗を対象物件に加えることができました。</p>	4	<p>市内の空き家等の利活用を促進するため、平成29年7月から津市空き家情報バンクの対象地域を市内全域に拡大し、空き店舗を対象物件に加えることができました。</p>	拡充・充実	<p>空家等対策を総合的かつ計画的に実施するために策定した「津市空家等対策計画」に基づき、空き家情報バンクへの登録物件の増、成約物件の増を目指し、関係団体等と連携し市内の空家等の利活用に向けて取組を進めます。</p>
都市政策課	緑化推進事業	<p>市民・事業者・行政が一体となって、緑豊かな環境と共生できる美しいまちづくりを目指し、地域緑化を推進します。</p>	緑化・美化運動	<p>自治会やボランティア団体等による地域の道路や公園などの公共空間に花苗や樹木等を植える緑化・美化運動は、市民との協働による緑化推進を図る上で重要であり、このような活動を支援する緑化・美化運動花苗等支給事業における支給件数を指標として設定しました。</p>	200件	225件	<p>目標件数を上回る活動をしていただきましたので、公共空間の緑化推進を図ることができました。</p>	4	<p>「津市民緑と花の市」の開催、記念樹の配布、生け垣緑化用の苗木配布等により家庭や地域における緑化意識の向上に寄与することができました。</p> <p>また、公共空間の緑化推進を図るため、多くの団体に緑化・美化運動へ参加いただき、緑豊かで美しいまちづくりに関する意識の向上にも寄与することができました。</p>	4	<p>「津市民緑と花の市」の開催、記念樹の配布、生け垣緑化用の苗木配布等により家庭や地域における緑化意識の向上に寄与することができました。</p> <p>また、公共空間の緑化推進を図るため、多くの団体に緑化・美化運動へ参加いただき、緑豊かで美しいまちづくりに関する意識の向上にも寄与することができました。</p>	拡充・充実	<p>既に取り組んでいる緑化事業について、予算の範囲内において最大の事業効果が得られるよう、制度の在り方を検討し、津市緑化基金を有効に活用した、市民の緑化意識の高揚と市民との協働による緑化の推進を目指します。また、財源となる津市緑化基金の寄附額の増加に向けた取組を進めます。</p>	

都市計画部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見
都市政策課	市街地再開発事業	市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築敷地の統合、共同建物の整備及び道路・公園等の公共施設を一体的に整備します。	関係機関等との協議及び工事の施工	A-2地区での道路改良工事に係る事業用地を確保する必要があり、事業用地の取得筆数を活動指標として設定します。				市街地再開発事業などの推進に向けた関係機関等との協議を行います。 また、津駅栄町線拡幅工事については、平成30年度中の事業完了に向けて、電線共同溝の工事を行います。	事業の評価	【事業の評価が「4」の場合は、できていると評価した要因を、「3」の場合は、事業の状況分析と改善方針等を明記してください。】 【事業の評価が「2」又は「1」の場合は、課題の分析と、課題克服に向けた取組方針等を明記してください。】	事業の方向性	評価に対する所見
開発指導室	開発指導関係事業	市内で宅地開発などを行おうとする者に対して、都市計画法による許可及び津市開発行為に関する指導要綱等による確認により、開発地の良好な宅地水準を確保するとともに、健康かつ安全な生活環境の保全と良好な都市環境の整備を図ります。	審査、指導、許可の迅速化	都市計画法・三重県宅地開発事業の基準に関する条例・津市開発行為に関する指導要綱により、宅地開発等を行おうとする者に対して、審査、指導、許可を更に適正・迅速に行います。			都市計画法及び三重県宅地開発事業の基準に関する条例並びに津市開発行為に関する指導要綱により、宅地開発等を行おうとする者に対して、審査、指導、許可を更に適正・迅速に行うことを目標とします。	これまでの取組について概ね目標どおり行っていますが、今後、更に適正・迅速に努めていくことが必要になります。	4	開発事業等の申請や届出等に際し、開発事業者等との協議を行い、より良好な住環境や景観の保全・創出のため、事業者等に協力を求めながら適正な指導を行うことができました。	拡充・充実	開発行為等の計画の指導、審査及び協議を適切に行うことにより、新規造成宅地の安全の確保に努めていきます。 大地震において、山の斜面や谷間に大規模な盛土造成が行われた宅地で滑動崩落による多くの被害が生じていることから、市内の大規模盛土造成地の位置・範囲の把握やそのマップの作成、公表による情報提供が喫緊の課題です。盛土造成地は身近に存在するものであることを市民の皆さまに知っていただくことが災害の未然防止や被害の軽減につながるものであり、盛土造成地調査の早期実施に向けて取り組みます。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見
交通政策課	津なぎさまち管理運営事業	津なぎさまち内旅客船ターミナル及びその附帯施設のイメージアップや賑わいの創出に努めつつ、効率的かつ柔軟な管理運営を行うとともに、海上アクセス事業の円滑な推進を図ります。	高速船利用者数	海上アクセス事業の高速船利用者数は、他交通機関や空港利用者の影響を受けやすいという点はあるが、利用促進に向けた取組による効果を測定する上で重要な指標であるため当該指標を設定しました。 なお、指標については、過去5年間の高速船利用者実績値の平均をもとに設定しました。 (参考：平成23年利用者数 264,818人、平成24年利用者数 268,323人、平成25年利用者数 277,398人、平成26年利用者数 262,536人、平成27年利用者数 261,858人)	300,000人	288,954人		高速船の利用状況は、平成28年12月20日の津航路増便の影響により、開港以来歴代4位の利用者数となりました。	4	指定管理者制度により施設利用者の利便性、快適性に配慮した適正な施設の管理運営を行うことができました。 海上アクセスの利用促進への取組として、三重県や運航事業者、中部国際空港などと連携し、中部国際空港からの就航便が最も多い北海道において観光キャンペーンを実施し、海上アクセス事業のPRを行いました。 高速船の運航においては、平成28年12月20日から津航路が15往復30便に増便され、利便性が向上したことなどから、利用者は、288,954人となり、が前年度と比べて約4%増加しました。	拡充・充実	平成30年度以降も指定管理者制度による施設利用者の利便性、快適性に配慮した適正な施設の管理運営のほか、イメージアップ事業等を通じて賑わいの創出を図っていきます。また、高速船の利用者数については、前年度に比べて約4%増加しましたが、安定した運航のために更なる利用者の確保に向けて、今後も三重県、運航事業者等との連携を一層強くし、観光やビジネスの利用は津と中部国際空港を最短時間で結ぶ高速船が便利であることをPRし県外利用者の増加に努めます。 なお、平成31年度には、中部国際空港にLCC向けの新ターミナルが整備されることに伴い、海上アクセス利用者の増加が見込めるが、現在の駐車場の利用率が平均80%以上（繁忙期では100%を超える日もある）であるため、今後不足する恐れがあることから、新規の駐車場用地取得に向けた取り組みを進めます。
交通政策課	伊勢湾ハリポート管理運営事業	指定管理者制度により、津市伊勢湾ハリポートの効率的で、安全性の確保に留意した適正な管理運営を行うとともに、ハリポートの更なる利用促進を図ります。	着陸回数	着陸回数を指標に設定することで、利用が促進されているか、また利用料金の増収による安定的な管理運営を行うことができるかの判断材料となるため、当該指標を設定しました。	1,300回	1,264回		平成29年度は、着陸回数が1,264回となり、前年度と比較して2.8%（35回）増加しましたが、ほぼ横ばいで推移しています。各格納庫利用者（県防災ヘリ、県警ヘリ、ドクターヘリ）の着陸回数についても、県防災の出動や訓練などにより利用が伸びましたが、全体としてはほぼ横ばいとなりました。	3	施設の管理について、指定管理者と連携し、安全性を第一に考えたハリポートの適正な管理運営を行うことができました。 なお、着陸回数は1,264回で前年度比35回の増加となりました。	現状維持	指定管理者制度により、施設の安全性確保に留意した適正な管理運営を行うことができました。なお、当該施設は老朽化が進んでいることから、計画的な修繕に取り組んでいきます。 今後も、指定管理者、格納庫利用者と連携し、安全性を確保しつつ効率的かつ柔軟な管理運営とコスト削減を推進していくとともに、更なる利用促進に取り組む必要があります。 また、格納庫用地の空き地については、日本ヘリス株式会社取得し新規に格納庫を設置することから、格納庫利用者に対して長期的に利用されるような取組も検討します。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見
交通政策課	交通政策関係事業	<p>平成25年4月から本格運行に移行した津市コミュニティバスについては、その後もPDCAサイクルによる事業評価と必要に応じた運行の見直しや改善を行っていきます。</p> <p>また、平成27年3月31日に策定した津市地域公共交通網形成計画に基づき、地域住民主体の新たなコミュニティ交通の推進や、行政と民間事業者、地域住民が協働した新たなバス路線の検討、公共交通の利用促進にも取り組んでいきます。</p>	市財政投入路線利用者数（コミュニティバス、廃止代替バス等）	<p>公共交通システムの構築を図るための一定の判断材料とするため、市財政投入路線（津市コミュニティバス、廃止代替バス、ぐるっと・つーバス、高松山団地乗合ワゴン、二俣地区乗合タクシー、上佐田地区乗合タクシー）について、各年度の目標値を設定しました。</p> <p>なお、目標値については、津市地域公共交通網形成計画の数値目標に掲げる幹線及び支線と位置付けるバス路線の利用者数のうち、上記路線の利用者数の割合をもとに改めて設定しました。</p>	210,000人	210,982人		<p>対前年比で、津市コミュニティバスが102.5%、廃止代替バスが98.2%、ぐるっと・つーバスが111.3%と津市コミュニティバスとぐるっと・つーバスは増加、廃止代替バスは減少しました。また、地域住民運営主体型コミュニティ交通については、前年度比59.8%と大幅に減少しました。今後も引き続き、コミュニティバス等のPDCAサイクルに基づき運行の見直しと改善を図るとともに、公共交通全体の利用促進に取り組んでいく必要があります。</p>	3	<p>市自主運行バス及び市民自主運行バスについては、市民の移動手段を確保するため、運行に係る事業委託及び事業補助を行い、それぞれのバス事業の継続に取り組むことができました。コミュニティバスについては、運行ルートの見直しや停留所の新設により、利用者にとって、利便性をより一層高めることができました。なお、平成29年9月25日からスタートした「高齢者外出支援事業」で導入されたシルバーエミカにより、コミュニティバスは無料で利用できることとなり、利用者数は約1割増となりました。地域住民運営主体型コミュニティ交通については、旧市町村行政区域にとらわれない路線の再編を進め、住民の移動ニーズに合致した交通体系として確立できるよう取り組めます。</p> <p>また、津市地域公共交通活性化協議会においては、利用者アンケートや協議会分科会を活用して、津市地域公共交通網形成計画の中間見直しを実施し、明らかとなった課題について、改善策の検討を行いました。</p>	拡充・充実	<p>平成27年3月31日に策定した津市地域公共交通網形成計画の推進プロセスに基づき、目標の達成状況を把握しながら計画の進捗管理を行うとともに、2020年度から実施期間となる次期計画策定に向けた取り組みを進め、特に、津市コミュニティバスの運行については、旧市町村行政区域にとらわれない路線の再編を進め、住民の移動ニーズに合致した交通体系として確立できるよう取り組めます。</p>
津駅前北部土地区画整理事務所	土地区画整理推進事業	<p>土地区画整理事業を円滑に推進するための津駅前北部土地区画整理事業以外のその他事務経費で、他市の事業者との情報交換や権利者との交渉・協議に当たって理解・信頼を得られるように交渉能力を高めることを目的とした補償や換地に係る専門的知識を習得します。</p>	外部研修会への参加人数	<p>専門知識向上の推進を図るために参加した研修会等により、習得した補償や換地に係る専門的知識を移転業務にいかして事業の推進を図るため、研修会への参加を指標としました。</p>	13人	18人		<p>事務所内で専門知識習得の意識付けができました。</p>	4	<p>研修会等に参加することにより、習得した専門知識を権利者との交渉・協議等に活用することができました。</p>	現状維持	<p>平成30年度も積極的な研修への参加や職員自身の努力により、専門知識の習得に努めていきます。</p>

都市計画部

評価：4＝できている 3＝概ねできている 2＝課題克服が必要 1＝未着手状況

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）					事業の評価		所管課長等による評価		
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見
津駅前北部土地区画整理事務所	津駅前北部土地区画整理事業	津駅前側一帯の栄町三丁目、栄町四丁目、上浜町一丁目、羽所町の各一部の地域では、道路等の公共施設が未整備で交通の支障となっており、老朽化した建物で密集市街地を形成していたため、平成8年3月の事業認可に基づき、施行面積約11.6haの土地区画整理事業を実施しています。この事業により、地区内の都市計画道路4路線とこれを支える区画道路を合わせて整備し、周辺の土地利用との整合性を図りつつ、都市防災にも十分配慮し、交通の円滑化や宅地の利用を促進し、良好な都市機能と健全な市街地の形成を図ります。	仮換地の使用収益開始箇所進捗率	仮換地の使用収益開始とは、当事業により建物移転をした地権者の移転先である土地を造成し、周辺道路の整備を行った中で、建築可能な土地にして法的な通知により仮換地として引き渡す行為です。この行為をもって各地権者に対する利益の帰属がされるものと考え、この行為が全体箇所数に対し何箇所されているかを進捗率にすることにより、当該事業の目的の達成度が分かることから、仮換地の使用収益開始箇所進捗率を指標として設定しました。	97%	98%		移転戸数増に伴う使用収益開始箇所の増により目標値を達成することができました。	4	公園等の工事及び建物等の移転4件を実施しました。これにより平成29年度末で移転完了総戸数は225戸となり、移転進捗率は約98%となりました。	現状維持	今後も区画整理事業の早期完了に向け、引き続き権利者との交渉・協議を重ねていきます。
建築指導課	建築指導関係事業	市内で建築物を建築しようとする者に対し、建築基準法に基づき、建築確認の審査、建築物の検査及び許可等を行います。これらの建築確認制度等の実施により建築基準法に規定する建築物の構造、設備等に関する技術基準を確保し、市民の生命、健康及び財産の保護を図ります。	指定道路図における2項道路の公表件数並びに建築確認審査のスキルの向上	都市計画区域内の道路について、関係部局と連携し、基準時の立ち並びや道路幅員、現況地番等を調査の上、一律の基準に従い指定道路図及び指定道路調書を作成します。			2項道路の確認・精査及び一部公表を行います。また、建築確認審査のスキルを向上します。	2項道路の一部公表に向けて、その準備として43条1項ただし書許可の包括同意の改正を実施しました。また、建築審査については研修等に参加しました。	3	審査・検査などの取り扱いに関し、他の特定行政庁及び指定確認検査機関と情報交換を行うこと等により、円滑に事務を遂行することができました。	拡充・充実	引き続き、建築基準法等の関係法令に基づいて的確な審査・検査を実施するため、継続して人材の育成を図ります。また、指定道路図の2項道路について公表準備を進めます。
建築指導課	耐震化促進事業	津市耐震改修促進計画に基づき、市民の被害を直接軽減するために、木造住宅や多数の者が利用する特定建築物の耐震化率の向上を推進し、災害から市民の生命や財産を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。	耐震診断実施件数+耐震補強事業補助件数+耐震補強計画作成実施件数+除却事業補助件数	津市耐震改修促進計画に基づく各年度に必要な診断実施件数、補強事業補助件数、補強計画作成実施件数並びに除却事業補助件数を指標としました。	625件	621件		耐震診断事業実施491件、耐震補強計画事業作成実施30件、耐震補強事業補助31件、木造住宅除却事業補助69件それぞれ目標を達成する取組ができた。	3	耐震化の促進のために、木造住宅耐震診断住宅訪問啓発業務委託による住宅への戸別訪問、耐震補強無料相談会の実施、耐震診断を受診した方へのダイレクトメールの発送など種々の啓発活動を実施しました。また、耐震補強計画作成や補強工事、木造住宅の除却等への支援も行いました。	拡充・充実	木造住宅の更なる耐震化率向上のため、各総合支所において無料耐震相談会の開催及び団地においての戸別訪問を実施し、耐震化補助制度の周知と拡充をより一層行い、津市耐震改修促進計画に掲げる目標達成を目指します。今後も引き続き普及・啓発に努めていきます。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）					事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性
建築指導課	空家等対策関係事業	空家等が適正な管理をされないため、損壊した建物の瓦や外壁部材等が飛散又は建物が倒壊するおそれがあり、道路の通行や付近の住民等に危険を及ぼすおそれのある空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、当該空家等の所有者等に対し適正管理及び除却（解体）や補修による改善を促し、良好な住環境の形成を推進します。	危険空家等の改善と適正管理の促進及び改善	空家等が適正に管理されていないため、周辺に危険を及ぼすおそれのある空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき措置を行い、空家等の所有者自らが改善及び適正管理を行うよう促します。	15%	31.50%	特定空家等の認定は40件増で累計184件となりましたが、改善数は48件増の58件となり、その改善率はH28年度から20.5ポイント上昇し31.5%となり、目標値を16.5ポイント上回る大きな実績を上げることができました。また、特定空家等以外を含めた全体では56.4%の改善率となっています。これは、所有者に対して文書や直接面談等による改善依頼や行政代執行の実施を視野に入れた法に基づく段階的な措置を実施するなど、繰り返し粘り強い対応を行っている結果です。	4	対応件数がH28年度564件（相談294件＋外観調査分270件）から120件増の684件に対し、改善済がH28年度261件（改善率46.2%）から125件増の386件（改善率56.4%）となりました。このうち特定空家等は、認定数がH28年度144件から40件増の184件に対し、改善済はH28年度16件（改善率11.1%）から42件増の58件（改善率31.5%）で、対応件数の増加に対して改善率が大きく向上しています。また、除却補助金の制度は、改善された特定空家等42件のうち9件（特定空家等除却補助金4件＋木造住宅除却補助金5件）と約5件に1件が活用しており、所有者が費用のかかる除却による改善に踏み出すきっかけとしては高い有効性があります。	現状維持	今後も空家家に対する相談は増加することが予想されることから、引き続き現状確認の為にパトロールを定期的実施しつつ、所有者に対しては文書や直接面談等による改善依頼や行政代執行の実施を視野に入れた法に基づく段階的な措置を実施するなど、繰り返し粘り強い対応を行い改善促進を行ってまいります。また、平成30年3月末現在で、未改善の特定空家等は126件あり、これに対し特定空家等除却補助金は平成30年度の予算件数が4件と少ないことから、木造住宅除却補助金の活用をしつつ、次年度以降の件数増加にむけ調整を行ってまいります。
建築指導課	狭あい道路整備事業	幅員4m未満の生活道路について、道路拡幅用地を寄附していただける方を対象に、測量、分筆、門・塀等の除却に要する費用の一部を助成し、市が道路整備を行います。 生活道路は、日常の通行という本来の目的以外にも、日照、通風、採光などの市街地環境の確保や災害等の非常時における避難、防火など、防災上の観点からも重要な役割を果たすことから、建て替え等の相談の機会をとらえ、市民の皆様と協働して狭あい道路の拡幅整備を促進し、良好な市街地の形成を図り、安全で住みよいまちづくりを推進します。	助成件数	津市狭あい道路拡幅整備促進計画に基づく各年度の事業量見込みから算出した事業件数を指標としました。	32件	35件	目標を上回る実績を達成できた。	4	事業開始2年度目である平成29年度実績として、本事業により40件の寄附（延長：962m、面積：887㎡）を受けることができました。中でも、長年の懸案が解消した事例や自治会長並びに市民から感謝された事例もあり、当該道路の利用者の利便性の向上に期待できる道路拡幅用地が確保できました。また、本事業の活用の有無に関わらず、セットバックのための道路の中心立会を97件実施しました。	拡充・充実	窓口相談等の際に制度の概要を丁寧に説明するとともに、事業を活用することによる金銭的な不安や建築計画のスケジュール等に親身に相談に応じることで、一人でも多くの方に事業を活用していただき、狭あい道路の解消を推進していきます。

課等名	中事業名	事業の目的	成果指標（平成29年度）						事業の評価		所管課長等による評価	
			指標名	指標設定の考え方	目標値	実績値	数値以外の目標	目標に対する実績等の分析	評価	所見	平成30年度以降の事業の方向性	所見
美杉・地域振興課	名松線利活用関係事業	全線復旧を契機にJR名松線の継続的な利用促進及び同路線を利活用した美杉地域の活性化につなげるため、関係団体及び関係部局と協力し、美杉地域や同路線の魅力を発信する事業を展開します。	いいところ発見事業	美杉地域の活性化のため、美杉地域の魅力や名松線の魅力発信事業を行った回数を指標としました。	6回	6回		目標どおり開催できました。	4	<p>全線運行再開以降、名松線沿線ウォークの開催や東京・名古屋などの大都市圏を含む市内外でのPR、名松線利用者無料臨時バス運行等を通じて名松線及び沿線地域の魅力の紹介を継続していき、名松線利活用促進ができました。</p> <p>また、「名松線復旧2周年記念イベント」では、美杉の新名所「ミツマタ群生地」まで歩く「名松線ウォーク」を実施し、大変好評でした。さらに、市内小学生親子を対象とした宿題解決プランの実施や、久居農林高校生が考案した名松線弁当が一般販売されるなど、今後の名松線利活用のさらなる活性に繋がる取組ができました。</p>	拡充・充実	名松線を利用していた沿線地域へお越しいただくことが、沿線地域の活性化につながることから、新たな事業に取り組みながら引き続き積極的なPRに努めていきます。